

新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

～ こんなときはどうすればいいの？ ～

医学部医学科

大学院医歯学総合研究科（医）

令和4年5月30日（令和4年9月22日最終改訂）

新型コロナウイルス感染症に関する行動制限については、学生（大学院生を含む）は医学科学務係からの通知に従ってください。ただし、病院で実習する学部生、病院で勤務する大学院生、教職員については病院のルールが優先されますので、病院のマニュアルや感染管理部の指示に従ってください。

このQ & Aでは、「自分自身が感染者になった」「濃厚接触者になった」時などに、どうすればよいかを整理しました。参考にしてください。

学生（大学院生を含む）の皆さん

Q 1 濃厚接触者の定義はどうなっているか。

- ・陽性者と「感染の可能性のある期間（※1）」に接触し、「以下の範囲（※2）」に該当する場合です。

※1 感染の可能性のある期間

- 1) 有症状者の場合: 症状が出た日の2日前から療養の解除基準を満たすまで
- 2) 無症状者の場合: 陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

※2 濃厚接触者の範囲

次のいずれかに該当する場合

- 患者と同居または長時間の接触があった。
 - 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった。
 - 適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした。
 - 患者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い。
- ・現在は、陽性者自身が濃厚接触者を特定し、連絡も行うことになっています。
 - ・濃厚接触者となった場合は、Q2のとおり対応願います。

Q 2 自身が濃厚接触者となった。

1) 同居家族（同居人）以外との濃厚接触の場合

- ・陽性者との最終曝露日を0日として、5日間の通学停止となります。ただし、7日間が経過するまでは重症化リスクの高い方との接触や、感染リスクの高い場所の利用、会食は行わないでください。
- ・最終曝露日から7日間の健康チェック票を記録し提出する必要がありますので、医学科学務係（025-227-2016）までご連絡ください。
- ・同居する家族が陽性となった場合の最終曝露日の考え方は国の基準と同様で、「感染者の発症日か、家庭内での感染対策（※1）開始日の遅い方」です。

※1 「家庭内での感染対策」は、マスク着用や手洗い、消毒など基本的な範囲でよく、感染者の隔離など厳しい対策は求めています。

- ・病院に立ち入らない学生（主に1～4年生）は、同居家族（同居人）が陽性者の場合を除き、自宅待機2日目、3日目に抗原検査をし、陰性を確認することにより、3日目から通学可能とすることもできます。ご希望される場合は、抗原検査キットを用意しますので、医学科学務係（025-227-2016）までご連絡ください。ただし、熱、咳、咽頭痛、などの症状がある場合は、抗原検査キットによる待機期間の短縮は行いません。検査をしない場合は、症状がないことを確認して6日

目から通学可能です。

- ・臨床実習期間中の学生（5年生）が濃厚接触者となった場合、自宅待機期間は5日間（抗原検査キットによる待機期間の短縮なし）となりますが、実習は、大学病院感染管理部の取り決めにより、陽性者との最終曝露日を0日として、10日間参加することができません。その期間の取り扱いについては、実習担当教員または入試・臨床実習系の指示に従って対応してください。
- ・ご自身で事前に用意した抗原検査キットを使用する場合は、必ず厚生労働省に承認された体外診断用医薬品を用いてください。承認された抗原検査キットの一覧は厚生労働省 HP で確認願います。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)

なお、感染拡大防止のため、濃厚接触者となってから購入しにいかないでください。（事前に購入しているか、知人に置配を依頼する。）

2) 同居家族（同居人）との濃厚接触の場合

- ・同居家族（同居人）が陽性者の場合は、5日間の自宅待機とし、抗原検査キットによる待機期間の短縮は行いません。5日間の自宅待機が終了したのち、「症状が無いこと」、かつ、6日目に抗原検査キットで検査をし、「陰性であること」を確認することにより、通学可能とします。この時点で症状がある場合は、医療機関を受診してください。この場合の抗原検査キットも医学科が用意しますので、待機期間終了を待たずに、速やかに医学科学務係（025-227-2016）へ請求してください。

6日目に抗原検査ができない場合は、7日目以降に抗原検査を実施してください。陰性及び症状がないことを確認して、当該日から通学可能とします。

- ・ご自身で事前に用意した抗原検査キットを使用する場合は、必ず厚生労働省に承認された体外診断用医薬品を用いてください。承認された抗原検査キットの一覧は厚生労働省 HP で確認願います。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)

なお、感染拡大防止のため、濃厚接触者となってから購入しにいかないでください。（事前に購入しているか、知人に置配を依頼する。）

- ・感染した同居家族（同居人）が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算します（それまでの自宅待機期間はリセットされます）。

Q 3 同居家族（同居人）の濃厚接触者として自宅待機していたところ、別の同居家族（同居人）が新たに陽性となった。

・別の同居家族（同居人）が陽性となった場合は、改めてその発症日（当該別の同居家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算します（それまでの自宅待機期間はリセットされます）。

Q 4 同居する家族が濃厚接触者となった。通学は可能か。

・家族が「陽性」もしくは「有症状」とならない限り、大学としては通学可能としています。ただし、授業の態様等から、教員の判断で必要な期間休ませることもあります。

Q 5 自身に風邪様症状がでた。通学は可能か。

・症状が治まるまで通学停止となります。医療機関を受診してください。症状の原因が「新型コロナウイルス感染症」ではないと診断された場合、解熱剤を服用せずに解熱後24時間が経過し、かつ症状が軽減すれば通学可能です。

・現在の症状が軽く、重症化リスクが高くない（妊娠、喫煙、肥満、基礎疾患がない）方の場合は、医療機関を受診せずに、新潟県に抗原検査キットを請求することも可能です。新潟県から配布されたキットの検査結果が陽性の場合、県の陽性者登録センターに登録することで、医療機関を受診せずに確定診断を受けることができます（令和4年9月30日まで）。なお、陰性の場合、改めて医療機関を受診して、医師の診断をうける必要があります。

・陰性の場合、7日間もしくは症状が消失した時点まで健康チェック票の記録が必要となります。

Q 6 同居する家族に風邪様症状がでた。出勤可能か。

・症状が治まるまで通学停止となります。必要に応じて、かかりつけ医を受診させてください。PCR検査、抗原検査を受けた場合は、結果がでるまで通学停止となります。

Q 7 自身がPCR検査または抗原検査を受けることとなった（ワクチン・検査パッケージ制度等で自発的に実施する場合を除く）。

・結果がでるまで通学停止となります。

Q 8 自身が陽性となった。

・隔離期間は、保健所の指示（※1）に従ってください。その期間は、通学停止となります。なお、隔離期間中に同居人が陽性となっても、隔離期間は延長されません。

- ・大学本部への報告（検査受診と濃厚接触者のリスト）が必要になりますので、医学科学務係（025-227-2016）に連絡願います。
- ・濃厚接触者を自身で特定し、当該者への連絡が必要となります。連絡内容などは医学科学務係に連絡いただいた際にお伝えします。
- ・隔離解除後7日間、健康チェック票に記録をして医学科学務係に提出願います。

※1 保健所から隔離期間の指示がない場合は、以下の国の基準に従ってください。

- 1) 有症状の場合：症状が出た日を0日として、~~7~~~~10~~日間経過し、かつ症状軽快後~~24~~~~72~~時間経過した時点で療養終了。「症状軽快」は解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、感染予防行動の徹底をお願いします。
- 2) 無症状の場合：検査のために検体を採取した日を0日として、7日間無症状で経過した場合は、7日目までが療養期間。療養期間中に発症した場合は、それまでの療養期間がリセットされ、発症日を0日として1)有症状の場合の療養期間に従う。

なお、無症状で経過して、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から通学可能とします。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、感染予防行動の徹底をお願いします。療養期間の短縮をご希望の場合は検査キットを送付しますので、医学科学務係（025-227-2016）に連絡をお願いします。ご自身で事前に用意した抗原検査キットを使用する場合は、必ず厚生労働省に承認された体外診断用医薬品を用いてください。承認された抗原検査キットの一覧は厚生労働省HPで確認願います。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html）

- ・臨床実習期間中の学生（5年生）が陽性となった場合、隔離期間は保健所の指示に従うこととなりますが、実習は、大学病院感染管理部の取り決めにより、発症日を0日として14日間参加することができません。その期間の取り扱いについては、実習担当教員または入試・臨床実習係の指示に従って対応してください。

Q9 新潟県外への移動について

- ・周囲の感染状況を確認の上、その必要性を慎重に判断し、往來の必要がある場合は、マスクの着用等基本的な感染防止対策を行ってください。
- ・移動後1週間の健康観察に心がけてください。必要に応じて、健康チェック票などの提出を求める場合があります。

Q10 海外渡航について

- ・現在、本学では「海外渡航禁止」とされています。
- ・大学に申請して許可を得た場合、特例的に教員の帯同を伴った学生の学会・国際会議出席のための海外渡航を可能とします。指導教員を通じて医学科学務係（025-227-2016）に渡航希望日の3週間前までに連絡をしてください。
なお、帰国後は帰国日を0日目として、3日間の自宅待機が必要です。

Q11 課外活動について

- ・対面型による部活動・サークル活動について、全学の対応と同一とします。
ただし、大会参加後の臨床実習等の人と接する実習等の取扱いについて、全学においては大会参加後5日間、実習等には参加しないこととしておりますが、医学科として、大会参加後、帰着した日を0日とし、自宅待機3日目に抗原検査をし、陰性を確認することにより、4日目から実習参加を可能とすることもできます。

ご希望される場合は、抗原検査キットを用意しますので、医学科学務係（025-227-2016）までご連絡ください。検査をしない場合は、症状がないことを確認して6日目から通学可能です。熱、咳、咽頭痛、などの症状がある場合は、抗原検査キットによる待機期間の短縮は行いません。必ず医療機関を受診してください。検査結果が出るまでは自宅待機とします。原因が「新型コロナウイルス感染症」ではないと診断された場合、解熱剤を服用せずに解熱後24時間が経過し、かつ症状が軽減するまで実習に参加できません。

ご自身で事前に用意した抗原検査キットを使用する場合は、必ず厚生労働省に承認された体外診断用医薬品を用いてください。承認された抗原検査キットの一覧は厚生労働省HPで確認願います。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)

また、大学病院が指定する地域※（大学病院ホームページ「新型コロナウイルスに関するお知らせ https://www.nuh.niigata-u.ac.jp/news_cv」参照）に移動した場合は、当該地域を離れてから最低3日間体調に変化がないことを確認してから課外活動に参加してください。

※大学病院の指定地域（R4.9.22~~2~~現在）指定地域なし

- ・なお、5・6年生は、臨床実習期間中の課外活動の参加は中止とします。ただし、個人として大会等に参加することは差し支えありませんが、所属する団体が同大会に参加する場合は、その学生と接触がないようにしてください。

Q12 アルバイトについて

・ナイトクラブなどの感染のリスクの高い職場でのアルバイトは、引き続き、禁止します。

Q13 学生・教員懇話会について

・懇話会の実施方法について、非対面、対面は問いませんが、対面で実施する場合は、事前に実施日、実施会場、参加人数等を医学科学務係へ届け出るとともに、基本的な感染対策及び以下の点に留意して実施してください。(届出は懇話会の学生幹事(3年生)が行ってください。様式は別途幹事へ配付している「懇話会経費請求書」を使用してください。)

- 1) 講義室内では、お互いの距離を取って座ること。
 - 2) 飲食は行わない。
 - 3) 弁当を準備する場合は、持ち帰りとし、帰宅してから取ること。
 - 4) 懇話会終了後は、学生同士で飲食はせず、まっすぐ帰宅すること。
- ・懇親会や昼食会などの飲食は禁止します。ただし、お弁当等を事前に配付して、Zoomにより懇話会を実施することは差し支えありません。

Q14 新型コロナウイルスワクチン接種について

・ワクチン接種後に副反応が出て、授業、実習に出席できない場合は、担当教員、医学科学務係(025-227-2016)に連絡してください。

Q15 病院見学について

・病院見学について、原則、県内外への移動の制限はありませんが、大学病院が指定する県外地域※(大学病院ホームページ「新型コロナウイルスに関するお知らせ https://www.nuh.niigata-u.ac.jp/news_cv」参照)への病院見学は、臨床実習期間中は、原則6年生のみ、3週に1回のみ可能とします。この場合は、当該地域を離れてから最低3日間体調に変化がないことを確認してから、実習に復帰してください。(例：土曜日に指定地域の病院へ見学した場合。日曜から火曜の3日間自宅待機し、水曜日から復帰)
やむを得ず実習を欠席する場合は、必ず事前に担当教員へ説明してください。

※大学病院の指定地域 (R4. 9. 22~~2~~現在) 指定地域なし

Q16 Q2~8, Q14, 15 の理由で実習や授業を休まざるを得ない場合の取り扱いについて

- ・やむを得ず実習や授業を欠席する場合は、担当教員，医学科学務係（025-227-2016）に必ず連絡してください。また，欠席となった場合の取り扱いについては，授業担当教員の指示に従って対応してください。（補講や自宅学習の支援など，可能な方法で対応をします。）